

広島県警察本部公告第195号

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第16条の規定により公告する。

令和8年8月13日

広島県警察本部長 森本 敬司

1 調達内容

- (1) 業務名
令和8年度警察施設における建築物等定期点検業務
- (2) 業務の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和9年1月29日まで
- (4) 履行場所
広島市西区商工センター四丁目1-3
広島西警察署庁舎ほか50か所
- (5) 入札方法
総額で入札に付する。
- (6) 入札書の記載方法等
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する金額を加算した金額（10パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てたものとす。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定のいすれにも該当しない者であること。
- (2) 令和6年広島県告示第607号（令和7年から令和9年において県が行う物品及び役務を調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）によって「51G 建築物の定期点検」の資格を認定されている者であること。
- (3) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士、同条第3項に規定する二級建築士又は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第6条の5に規定する特定建築調査員資格者証の交付を受けた者を業務に従事させることができない者であること。
- (4) 本件調達の公告日から開札日までの間のいすれの日においても、広島県の指名除外を受けていない者であること。
- (5) 本件調達の公告日から開札日までの間のいすれの日においても、低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他人入札への参加禁止措置の対象となっている者でないこと。
- (6) 本件調達に係る業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることなく履行できる者であること。
- (7) 広島県内に本社、支社、営業所等を有する者であること。
- (8) 本件調達の公告日の2年前の日の翌日から開札日までの間に、県との契約において、51G 建築物の定期点検」の業務について契約不履行等を理由に契約を解除されたことがない者であること。

3 入札手続等

- (1) 入札説明書及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入札方法

ア 交付場所
〒730-8507 広島市中区基町9番42号
広島県警察本部総務部施設課（広島県庁東館15階）
電話（082）228-0110（内線2276）

イ 交付期間

令和8年8月13日（木）から令和8年8月21日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入札方法

- (2) 入札参加資格の確認
上記アの場所で直接受け取る、又は広島県ホームページからダウンロードすること。
ア 入札参加資格の確認
本件の一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に明記されている入札参加資格確認申請書及び誓約書のほか必要な添付書類（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 提出先

上記（1）アの場所

ウ 提出期限

令和8年8月21日（金） 午後5時00分

エ 提出方法

持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。）又は電子メールによる。ただし、郵送等又は電子メールによる場合は、上記ウの期限までに必着することとする。

オ 入札参加資格の確認結果の通知

令和8年8月25日（火）までに通知する。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

ア 日時

令和8年9月2日（水） 午前10時00分

イ 場所

広島市中区基町9番42号

広島県庁東館 広島県警察本部18階会議室

ウ 入札書の提出方法

持参による。電報、郵送等による入札は認めない。

4 落札者の決定方法

- (1) 広島県契約規則第19条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 開札の結果、落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、施行令第167条の9の規定により、その場で直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。当該入札者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札保証金
免除
イ 契約保証金
(7) 県と締結した委託・役務業務契約を平成19年10月1日以降に解除され、その後、当該契約解除の要因となった契約種目の資格を入札参加資格要件とする県との契約を締結し、誠実に履行した実績がない者
(ただし、契約解除の要因となった契約種目は、「51G 建築物の定期点検」の資格に限る。（そのうちのいすれか又は複数の場合を含む。））
契約金額の100分の10以上の額を納付。ただし、金融機関の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、県を被保険者とする履行保証保険契約又は県を債権者とする履行保証契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) (7)以外の者

免除

- (3) 入札者に求められる義務

入札者は、契約を担当する職員から入札参加資格確認申請書等について説明を求められた場合は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札に際しての注意事項に違反した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 調査協力

入札者は、落札者となった場合において、契約を担当する職員から入札額に係る経費内訳書（一般競争入札事務処理要領別記様式第4号の2の書式による）の提出を求められたとき及び別記様式第4号の3（労働関係法令等の遵守義務に係る確認調査票）による確認調査が実施されたとき（再委託を行う場合は再委託先を含む。）は、自己の費用負担のもとでこれに応じなければならない。

(7) その他

入札説明書による。

6 問合せ先

〒730-8507 広島市中区基町9番42号
広島県警察本部総務部施設課施設第一係（広島県庁東館15階）
電話 (082) 228-0110(内線2276) ファクシミリ (082) 223-3023
メールアドレス psoeizen@pref.hiroshima.lg.jp